

4 平成22年度証券検査基本方針 および最近の検査指摘事項

証券取引等監視委員会事務局証券検査課長 其田修一

平成22年4月に公表した平成22年度証券検査基本方針（以下「基本方針」という）では、検査対象業者の拡大、世界的金融危機の経験等、証券検査を取り巻く環境が大きく変化しているなか、効率的かつ効果的な検査実施の推進や内部管理態勢・リスク管理態勢の検証の充実等の対応策を打ち出している。同時に、金融商品取引業者のゲートキーパーとしての機能発揮の状況や投資者保護の観点からの検証にも引き続き注力し、個々の業態や業者の規模・特性に応じ、これらの諸策を組み合わせることで、検査の効率性・実効性の向上に努めることとしている。

以下、平成22年度基本方針について説明し、併せて最近の証券検査における指摘事項についても触れることとする。

平成22年度基本方針の概要

(1) 証券検査を取り巻く環境変化と対応策

a 検査対象の拡大

平成22年度基本方針における最も大きなテーマは、証券検査を取り巻く環境が大きく変化しているなか、証券検査はこうした環境変化にどのように対応していくべきかという点であった。

最近、筆者の心中では、当課の仕事を「証券検査」と総称することに対する違和感が日ごとに強まっている。数字で示すと、今から10年前の平成11年度における証券取引等監視委員会（以下「監視委」という）および財務局の検査実施数86はすべて「証券会社」の検査であったのに対し、平成21年度の実

施数216のうち「証券会社」は78と半分以下に過ぎない。その他はFX業者、投資運用業者、投資助言業者、ファンド業者、登録金融機関等で、最近はとくに投資助言業者、そしてファンド業者の検査が増加している（【図表1】）。

こうした状況が生じたのは、金融商品取引法（以下「金商法」という）の施行を含む相次ぐ制度改正により、検査の対象業態が拡大したこと、それに伴い検査対象先の数も大幅に増加したことによる。具体的には、平成17年にはFX業者、平成19年はファンドの運用・販売業者、そして平成22年4月からは信用格付業者（執筆時点で登録業者はない）が検査の対象に加わっている。これらに伴い、全体の検査対象先数は約8000先もの規模に達しており、さらに増加する可能性すらある。

【図表1】証券検査の実施状況（着手ベース）

	11事務年度	21事務年度
証券会社	86	78
投資助言業者	—	45
登録金融機関	—	24
第二種登録業者	—	23
投資運用業者	—	18
旧金先業者	—	12
その他	—	16
合計	86	216

b 効率的かつ効果的な検査に向けた取組み

このような状況の中で、証券検査がその使命とする市場の公正性・透明性の確保および投資者保護を達するためには、効率的かつ効果的な検査実施が不可欠である。こうした観点から、基本方針では、検査の様々な側面から、新たな対応策を導入している（【図表2】）。

ア 検査の実施面

リスクに基づく検査計画の策定は、検査周期に応じて単純に計画を作るのではなく、監督部局等からの情報の分析を踏まえ、検査実施の優先度を判断し、計画を作り、検査を実施することにより、効率的かつ効果的な監視の実現を目指すものである。したがって、今後は「検査ウォッチャー」の方々の予想が裏切られることが多くなるかもしれない。

予告検査の導入については、平成21年5月の「証券検査に関する基本指針」の改正の中で、例えばリスク管理態勢にも着目した証券検査において、試行的に導入するとしていた。今回はこれを一歩進めて、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性等を総合的に勘案して、ケース・バイ・ケースで予告を行うこととした。無予告検査では、ある朝検査官が検査先を訪問するところから、会場の準備や書類の整備等の作業があわただしく始まることになるが、予告検査の場合は開始の1週間程度前に電話で検査を予告、その後検査先に対し臨店までの間に必要な書類等の整備やヒアリングの日程調整を

【図表2】証券検査をめぐる環境変化への対応

1. 効率的・効果的な検査実施に向けた取組み
 実施面：リスクベースの検査計画、予告検査の導入、双方向の対話
 検査マニュアルの策定（格付会社）・見直し
 内容：内部管理態勢・リスク管理態勢の検証
 関係先との連携：監督部局のモニタリングとの連携
 自主規制機関の監査・考査との連携強化
 ファンド検査における捜査当局との連携
2. 内部管理態勢・リスク管理態勢の検証
 ・市場において重要な地位を占める業者については、リスクの顕在化の予防に向けたフォワード・ルッキングな観点から内部管理態勢等の検証に重点
 ・システムリスク管理態勢（障害対応、外部委託先管理等）の検証に注力

要請し、臨店開始時にはすぐに検査が行える状態になっているというイメージである。ケース・バイ・ケースというのは、検査ごとに検討するという意味で、同じ業者の検査でもその時々検査の重点事項等によって、予告の有無は変わり得るので留意されたい（引き続き検査は原則として無予告制である）。

検査マニュアルの策定・見直しが効率性、実効性に逆ずるのは、あらかじめ検査の着眼点を受検者に示すことにより、受検者側があらかじめ自主的に着眼点への対応を図ることが期待できるからである。これにより、我々検査する側の仕事が減るのであれば、まさに本望と言えるのだが、今のところ検査官の仕事はなかなかなくなるようである。マニュアルについては、平成22年3月に「信用格付業者に対する検査マニュアル」を策定、公表しているが（大越有人＝倉橋博文「信用格付業者向けの監督指針および信用格付業者検査マニュアルの概説」本誌1896号50頁参照）、これは4月から同業者が証券検査の対象に加わることへの対応である。今後も制度改正等に応じ、検査マニュアルの策

定・見直しを行い、検査の透明性・予測可能性の向上に努めていく考えである。

イ 検査の内容

検査において個別の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢やリスク管理態勢の検証を行い、これら態勢に係る問題点の把握に努めるとともに、経営陣をはじめとして態勢整備に組織的な取組みがなされているかどうかに留意することとしている。これは、問題となった事象の再発防止策が効果的なものとなるには、背後にある態勢上の問題点の把握、そして問題点の改善への組織的な取組みが不可欠であるためである。なお、内部管理態勢等の検証については後述する。

ウ 関係部局との連携

検査の効率性、実効性を高めるには、検査を行う監視委自身の努力に加え、同様の目的、問題意識を有する関係者との連携強化が重要である。

まず挙げられるのが、日常の監督業務を通じて情報を蓄積している監督部局との連携である。検査計画の策定や検査における着眼事項の選定をリスクベースで行うためには、監督部局との情報交換は不可欠である。また、検査において指摘した問題点の改善状況のフォローアップを行うのも監督部局であり、問題点の改善が確実に行われることにより検査が効果的なものとなる。さらに世界的金融危機の経験を踏まえ、市場において重要な地位を占める証券会社に対する検査・監督については、従来にも増して両者間で緊密な連携を図ることとしている。

次に、自主規制機関との連携である。日本証券業協会や東京証券取引所自主規制法人が会員業者に対して実施している監査や考査（以下「検査」と総称する）は、その根拠こそ証券検査と異なるものの、検査の主たる対象範囲は会員業者の法令等遵守状況、営業および財産の状況であり、監視委の証券検査と重なり合っている。このため、証券検査と自

主規制機関の検査の連携強化により、お互いの検査の効率性・実効性を高めながら、総体として監視機能の向上を図ることが可能と考えられる。こうした観点から、監視委は自主規制機関との間で意見交換を行っており、検査官に対する研修における連携（例えば監視委の部内研修への自主規制機関職員の参加、自主規制機関の研修への監視委職員講師派遣等）や、情報交換の充実・強化等を実施していく考えである。

監視委および財務局は、平成21年来ファンドの運用・販売業者に対する検査を集中的に実施しているが、これら検査において、無登録業者がファンドの販売等に関与している事例が認められている。無登録業者への対応については捜査当局との連携が重要であることから、平成22年3月19日に警察庁、金融庁および監視委により「資産形成事犯対策ワーキングチーム」が設置され、無登録業者をはじめとした問題ファンドに関する情報交換等を行うこととなった。監視委としては、こうした枠組みを通じ、捜査当局との連携を強化することにより、無登録業者等への対応に努めていく考えである。

ｃ 世界的金融危機の経験を踏まえた対応

証券検査をめぐる環境変化の2つ目は、世界的金融危機の経験である。この経験が各国の監督当局に与えた教訓は少なくない。なかでも証券会社の検査・監督当局にとって最も大きなものは、多様な業務を展開し、多くの取引相手や顧客を抱える証券会社が経営危機に陥った場合に、市場の被る影響は計り知れず、場合によってはシステムリスクにつながる可能性すらあるということが再認識されたことであろう。

これを受け、基本方針においては、とくに市場において重要な地位を占める業者に対する検査においては、業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けたフォワードルッキングな観点からの内部管理態勢、リスク管理態勢の適切性の検証にもウエイトを置くこととし

ている。なお、これらの検査については、検査結果通知のスタイルも見直しを行い、現状において具体的な問題が発生していなくても、これを放置した場合にはリスクの顕在化が懸念されるような態勢上の問題点が認められる場合は、留意点等として通知し、業者の自主的な対応を促すこととした。

また、前述のとおり、これら市場において重要な地位を占める業者のモニタリングについては、証券検査と監督部局の行うオフサイト・モニタリングとの間で、緊密な連携を図ることとしている。

ｄ ITシステムの浸透への対応

3つ目の環境変化は、近年の金融商品取引へのITシステムの急速な浸透である。現在、個人投資家がインターネットを通じて株式取引やFX取引を行うことは当たり前になり、機関投資家はコンピューターのアルゴリズムを用いて大量、複雑な発注を自動的に行うことが可能となった。また、各取引所はこれらの様々な注文を呼び込むため、基幹システムを更新し、注文の処理能力、速度の向上を競い合っている状況にある。

こうした状況のもとでは、ひとたびシステムダウンや大量の誤発注等の障害が生じた場合の直接・間接の影響はきわめて大きいものとなるため、取引のインフラをなすシステムの信頼性の確保が決定的に重要となる。最近の証券検査においても、いわゆるネット証券やFX業者等で、障害対応や外部委託先の管理等に問題が認められる事例が少なくない。このため、今後は業態を問わずシステムリスク管理態勢の検証に注力していくこととしている。

(2) 継続的な取組み

証券検査は、これらの環境変化への対応とともに、取引の公正確保のため、引き続き、法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢等の検証の充実に取り組みしていくことが求められている。以

下、主な重点検証分野について概説する。

ａ ゲートキーパーとしての機能発揮

金融商品取引業者は、市場仲介者として顧客が行う取引が法令等に照らして不適切、不公正なものとなっていないかチェックを行うゲートキーパーとしての役割が期待されている。日々、多種多様な取引が大量に行われる市場の監視については、監督当局や自主規制機関に加え、投資者や資金調達者に最も近いところにいる金融商品取引業者が、不正取引等の未然防止に努めることがきわめて重要である。

こうした観点から、顧客管理態勢、とくに反社会的勢力への対応について、取引の未然防止態勢が整備されているか、また、疑わしい取引の届出に関しても、口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において、適切に本人確認が行われているかについて重点的に検証することとした。

また、内部者取引の未然防止の観点からの法人関係情報の管理態勢や、作為的相場形成等の市場の公正な価格形成を阻害する行為の有無、さらにこうした行為の防止策としての売買管理態勢についても、引き続き重点検証事項としている。とくに売買管理態勢については、DMA (Direct Market Access) のように顧客の注文が直接市場に取り次がれる取引が拡大している状況を踏まえ、実効的な売買管理が行われているかどうかを検証する。

ｂ 投資者保護等の観点からの検証

金融商品取引においては、投資者の投資判断に最も大きく影響を与えるのが業者による投資勧誘であることが多い。一方、仲介業者には、その立場を利用し、投資者の知識の乏しさと無理解に付け込み、必要十分な商品説明をせず、取引を成立させ、手数料収入等を獲得しようとする誘因が付きまとう。このため、金商法は投資者保護の観点から、仲介業者に対し、顧客の知識、経験、財産の状況および投資目的に照らして不適當な勧誘を禁止する適合性の原則や、虚偽の告知、誤解を

生ぜしめるべき表示の禁止規定等を定めている。最近の検査においては、本部による過大な収益目標の設定等により、営業員が顧客に対し、合理性を欠く頻繁な投資信託の乗換えを勧誘している事例や、顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項を説明していない事例などが認められており、投資勧誘の状況については、今後も重点的に検証を行っていく必要性が高いと考えている。

このほか、デリバティブ等の仕組みが複雑な商品について、投資判断に影響を及ぼす重要なリスク等に関し、顧客に必要十分な説明が行われているかといった点についても検証を行うこととしている。

ファンドの運用・販売業者については、平成21年来的検査において、出資金の流用、虚偽表示・誤解表示、分別管理の実実施等、きわめて重大な法令違反が認められた事例が多数に及び、ファンド関連で監視委が行政処分を求める勧告を行った件数も本年4月末時点で11件に達している。ファンド業者については、登録業者、届出業者合わせて約5000社とも言われる状況にある。このため監督部局等から得られる情報を踏まえ優先度を判断し、引き続きリスクベースで検査に取り組んでいく考えである。また、やはり登録業者数が多い投資助言・代理業者についても、無登録での有価証券売買や、架空の助言実績をホームページに掲載する等、法令遵守意識が希薄で、登録業者としての適格性を疑わせるような事例をはじめ、多くの法令違反が認められていることから、引き続き法令遵守の状況を重点的に検証していく。

(3) 新たな分野への取組み

本年4月より監視委の検査対象となった信用格付業者の検査については、先述したとおり3月に「信用格付業者検査マニュアル」を公表したところである。マニュアルの構成のとおり、実際の検査は業務管理体制の整備状況の検証が中心となるものと思われる。今

後の検査実施に向け、部内の検査体制の整備を進めているところである（【図表3】）。

また、CDO、CFD等の新たな金融商品を扱っている業者の検査においては、業務の実態把握に努めるとともに、商品の取扱いに係る管理態勢の整備状況について検証を行うこととしている。

(4) 証券検査基本計画

基本方針とともに業態ごとの検査予定数を示した検査基本計画を公表している。平成21年までは検査予定数を示すだけに止めていたが、本年は検査計画策定の基本的考え方を示すことにした。

a 基本的考え方

ここでは検査対象業者を大きく2つのカテゴリーに分けており、まず、上場有価証券等の流動性の高い金融商品を取り扱う業者や投資者の信認を受け、投資者の利益のために資産運用を行う業者（証券会社や投資運用会社が該当する）については、市場の担い手としての位置付け等にかんがみ、原則として、継続的に業務運営、財務の健全性等について検査を行うこととしている。その他の流動性の低い金融商品の取扱いを行う業者や投資助言のみを行う業者（ファンド販売業者を含む第二種業者や投資助言業者等が該当する）については、業者数がきわめて多数に及び、定期的に検査を行うことが困難なため、監督部局等からの情報を分析し、優先度が高いと判断される業者から検査を行うこととした。

また、検査の実施にあたっては、監視委と財務局監視官部門とが連携し、全国的に営業拠点を有する業者の検査においては、監視委が本店に臨店するとともに、各財務局が地域の営業拠点に臨店する合同検査を積極的に活用するほか、監視委と財務局との間の検査官の相互派遣等も行い、検査の効率性・実効性の向上に努めることとしている。

b 基本計画

上記のような考え方にに基づき、平成22年

【図表3】信用格付業者に対する検査マニュアルの構成

1. 経営管理態勢
2. 業務管理体制の整備
3. 禁止行為の防止に関する態勢
4. 情報開示に関する態勢
5. 監査に関する態勢
6. 外国法人に係る留意点
7. その他

度の検査実施予定数については、【図表4】のとおりとしている。なお、この数字はあくまで計画策定時の見込みに基づくものであり、期中に発生する様々な要因により、実際の検査実施数は変動する可能性がある。

最近の検査指摘事項

次に、最近の検査における主な指摘事項について簡単に触れたい。

監視委では、受検者のセルフチェックに資するため、検査における指摘事項をホームページに掲載し、四半期ごとにリニューアルしている。平成21年より、各業界から受けた意見を踏まえ、フォーマットに変更を加え、業態や適用法令による検索を可能としたほか、掲載期間も5年分まで拡大することとして活用されることを期待している。今後もこのように、個々の検査実施以外に、検査の実効性を高めるための情報発信等の取組みにも注力していきたいと考えている。

(1) 証券会社等

証券会社の検査では、基本方針でも重要検証項目としている投資勧誘の状況に関する指摘として、投資信託の勧誘において、同じ営業員が顧客によって異なる相場観を伝え、正反対のリスクを有する商品への乗換えを勧誘する、また投資信託購入後一定期間は乗換え勧誘を禁止する社内規程を逸脱し、非勧誘を装い、短期間の乗換え勧誘を繰り返すなど、不適

【図表4】平成22年度の検査実施予定数

第一種業者（含む登録金融機関）投資運用業者	150社 （うち110社は財務局が実施）
投資助言業者、第二種業者 金融商品仲介業者	随時実施
自主規制機関	必要に応じ実施

当な勧誘行為が組織的に、広範囲にわたって行われていた指摘事例が挙げられる。こうした勧誘行為が行われた背景には、本部が営業員に対し、投信の販売目標額の達成を強力にプッシュしていたこと、不適当な勧誘行為のチェックを行う内部管理部門が十分に機能していなかったこと、経営陣も勧誘の実態を把握しておらず、営業、管理等の関係部門に対する指導、管理が行われていなかったことという重層的な要因が認められた。このため、業務改善命令により内部管理態勢の改善を求めるに至っている。ここでの最大の問題は厳しい目標設定自体よりも、営業推進をコンプライアンスに優先させるような社内風土とそうした状態を放置していた経営管理態勢であると考えられる。社内におけるコンプライアンス部門の存在感は、経営陣のコンプライアンスへの関心度と比例するというのが経験則である。経営陣には営業の現場で何か行われているかがチェックされ、報告される仕組みが機能しているか、ぜひ確認を願いたい。

ゲートキーパーとしての重要な機能である売買審査態勢についても、平成21年来、いくつもの指摘事例が認められる。自主規制機関から不公正取引の疑いがあると指摘を受けた取引、あるいは社内の審査の結果コンプライアンス部門がフロント部門に対して買付理由を確認するよう指示をした取引について、顧客への確認が十分に行われていない事例や、海外の営業拠点経由の特定の形態の注文について、価格形成や空売り規制の観点からの売買審査が適切に行われていない事例など、売買審査態勢が実効性を欠いているというものである。作為的相場形成や空売り規制

の潜脱等の不正取引を企図する者は、売買審査が最も緩い証券会社に流れてくると言われる。証券会社には、ゲートキーパーとしての自らの地位を十分認識し、態勢整備に努めることが求められている。

ネット証券およびFX業者については、システムリスク管理態勢の整備状況を重点検証事項として検査を実施してきているが、残念ながらいまだに指摘事項はなくなる状況である。典型的なものは、システム障害の管理態勢（障害の把握、報告、対応および改善）が整っておらず、障害と認識すべきものが把握されていない、あるいは現場から経営陣に報告がされていない、対応が場当たりの顧客間で不公平な扱いとなっている、対応がもぐら叩きにとどまり、障害の背後にある態勢上の問題点の改善にまで至っていないため、同様の障害が発生しているといったようなものである。

もう一つのタイプの指摘は、システムの開発・運用を外部委託しているケースで、委託先の管理が適切に行われていないというものである。なかには、システム障害への対応まで委託先に任せきりにしており、自社は障害の発生状況すら認識していなかったという事例があったが、委託する業務の明確化、業務実施状況のモニタリング、認められた問題点の改善指示および改善状況のフォローアップ等、業務を委託する側の主体的な関与により、リスクの顕現化の防止に努める必要がある。

なお、こうした問題が発生している要因を見ると、営業の規模に比して障害対応も含めたシステムリスク管理に携わる人員が少なく、しかも他業務を兼務しているため、実質的に手が回らない状態となっているケースも認められる。一般的にネット専業者では営業員が不要なため、全体の職員数が絞られることになるが、それが内部管理態勢の未整備を招くような状況は問題である。経営陣には、自社の内部管理態勢が営業の規模に見

合ったものとなっているか、どこかに歪みが生じていないか、目配りが求められよう。

(2) 投資運用業者

不動産投資法人の資産運用を行う投資運用業者の検査においては、利害関係者からの物件取得あるいは利害関係者への物件管理業務の委託等、利害関係者との取引に係る利益相反管理態勢の実効性や物件の取得、売却等に係る善管注意義務の履行状況が、検証のポイントとなる。

最近の指摘事例を見ると、判断根拠を示さずそのまま利害関係者を物件管理業者に選定した事例や、利害関係者から取得する物件に関し、不動産鑑定業者に不適切な関連資料を渡していた事例、利害関係者から取得する物件に関し、売主から社内の投資基準を満たすと判断できない情報を得ていたにもかかわらず、何ら対応を取らないまま取得していた事例などが認められている。これら事例をみると、総じて、発生した問題に関し投資者の観点からの検討が十分行われなまま処理がされている印象を持つ。運用業者には、投資者からの信任に基づき業務を行う者であることの認識を個々の業務運営の中で徹底することが求められる。

(3) 投資助言業者

投資助言業者については、最近の検査において、助言業を逸脱し、無登録で有価証券の売買やファンドへの出資勧誘を行っていた事例や、架空の運用実績をホームページに掲載する等著しく事実と相違する表示のある広告を行う行為が認められている。このほか、契約締結前交付書面の未交付や助言の内容を記した書面等の帳簿書類の未保存、さらには債務超過の状況を隠蔽するため虚偽の事業報告書を当局に提出した等の指摘も行っている。

投資助言業者は、自主規制機関に未加入の業者が大半を占め、参入後に法令遵守態勢の改善、向上への意識付けの機会が少ないこと

もあってか、総じて役職員の法令遵守意識の欠如や法令知識の不足による法令違反行為が目立っている。引き続き法令遵守状況を重点的に検証していく必要があると考えている。

(4) ファンド業者

ファンドの運用・販売を行う第二種登録業者等（以下「ファンド業者」という）の検査については、平成21年から本格的に取り組んでいるが、重大な法令違反等が認められ、監視委が行政処分を求める勧告を行う事例が積み上がっている。

主な指摘事例を見ると、出資金の流用や使途不明、出資者負担費用に関する事実と反する表示、無登録業者への名義貸しあるいは販売委託、自己の利益のため出資者の利益を害する運用を行っていたもの等、投資者保護の観点からきわめて重大な法令違反が多い。

これらの問題業者にみられる特徴として、ファンドの投資対象が、例えばモンゴルにおける重機リースのような海外の事業、あるいは未公開株式や現代絵画等、出資者からは事業の状況や投資対象物の価格がわかりにくいものである事例が多い。募集後の出資者への情報開示も十分には行わず、出資者に対し運用状況をブラックボックス化しながら、流用等の法令違反を行うという構図が見て取れる。また、会社のガバナンスについても、会社の役職員以外の人間が経営の実権を握っており社長が経営の実態を把握していない、運用会社と販売会社が形式上は分離しているものの実質的には一体であり、杜撰な運用実態を知らながらファンドの販売を続けている等の問題が認められている。

監視委としては、引き続きファンド業者の検査に取り組み、問題業者については行政処分の勧告を行う等厳正に対処し、投資者へ警告を発していく考えである。

(5) その他（不適切な検査対応）

最後に一点付け加えたい。

最近の検査で、とくに受検がはじめての業者において不適切な検査対応が散見される。具体的には、正当な理由もなく臨店した検査官の入室を拒否する、検査の大幅な延期を要求する、検査官に対し大声で暴言を吐く等、検査の円滑な遂行を妨げる行為が認められている。当局検査は投資家保護の観点から登録業者の業務、財務の状況を検証し、登録業者としての適格性を確認する重要な機会である。登録業者が正当な理由もなく検査を拒み、忌避する行為は、金商法上「検査忌避」として、刑事罰または行政処分が課せられる可能性があることは再確認しておきたい。

登録業者であるということは、当局の検査・監督に真摯に対応する義務を負っているということである。とくに新規参入した業者には、この点をしっかり認識するよう望みたい。

おわりに

以上、証券検査の基本方針と最近の指摘事例について述べた。

証券検査の役割は、市場仲介者の業務や財産の状況の検査を通じて、市場の公正性・透明性の確保と投資者保護を果たすことである。この基本的任務は今後も変わることがないと思われるが、その任務をいかに果たしていくかについては、その時々々の市場環境や検査・監督当局を取り巻く環境に応じた効率的・効果的なアプローチが求められるものと考えられる。監視委としては、今後も関係各位の意見にも耳を傾けながら、証券検査のあるべき姿を追求していきたいと考えている。

（なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である）

（そのだ しゅういち）